

## 平成8年度 都区協議会 区長会会長発言要旨（平成9年2月10日）

平成9年度都区財政調整については、都区双方のかつてない極めて厳しい財政状況の中で、都区ギリギリの協議が行われてきた。

今回の都区協議は、昨年度の協議結果を受けて、都区の検討会での8か月に及ぶ協議に始まり、12月における知事と区長会との会見、都区財政調整協議会でのかつてない非常に厳しい協議等を積み重ねてきたものである。

こうした経過の中で、区側は、税制改革の影響に対する財源措置、改築経費等の繰延べの措置の復元、調整率の問題について、現行の都区財政調整における最重要の課題として強く主張してきた。

それは、繰延べ等の措置が平成4年度以来、引き続いて実施され、従来の対応に限界がきているうえに、今回の税制改革の影響が加わることによって、最早、調整率を変更すべき状況になっていると考えているからである。

さらに、これまで行ってきた改築経費等の繰延べの復元についても、平成12年の都区制度改革の前までに解決すべき課題として認識しているからでもある。

従って、区側としては、今回の財調協議において、人件費等の需要の見直しや引き続き繰延べ措置が採られた一方で、税制改革への対応や改築経費等の繰延べ措置の復元等の問題が、調整率の変更等の具体的な形で解決されなかったことは、大いに不満が残るものである。

しかし、これらの重要課題について、協議の最終段階において、都側の回答が示された。そこで、繰延べ措置の一部復元が図られること、昨年4月以降の長期間にわたる都区の検討会での協議を積み重ねてきたものであること、年度内に協議をまとめるための時間的制約があること、8年度再調整における財源状況や都財政の現状も踏まえる必要があること、などの点を総合的に勘案し、今後の都区協議の中で、引き続き問題の解決を図っていくことでやむを得ないと判断したところである。

区側としては、以上をふまえ、調整率をはじめとする3点の重要課題について今後の協議における都側の誠意ある姿勢を改めて確認し、協議案を了承する。